

FINA競泳競技規則 改訂 2018 2018年4月1日より国内適用

《2》

第1条 競技会の運営 (SW1)

5→4 **全自動装置**→自動計時審判装置以下「全自動装置という」を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン**3名**→1名の計時員と、**2名**→1名の**予備**→補助計時員を置かなければならない。(SW1.2.2)

※ FINA Ruleの変更による計時員の人数変更による文言変更 ※番号変更

6→5 全自動装置、**自動計時装置**(以下「**半自動装置**」という)または**1レーン3台**のデジタルストップウォッチ(以下「ストップウォッチ」という)を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(SW1.2.3)

※半自動装置の削除 ※計時員の人数変更による文言変更 ※番号変更

《4》

第2条 競技役員 (SW2)

2 機械審判 (SW2.2)

(1) **バックアップカメラの判定**→ビデオ計時装置の結果の精査を含む自動装置の監督を行う。(SW2.2.1)

※FINA Ruleの文言変更による

(4) 引き継ぎ違反の確認のため、**バックアップに使用したビデオ**→ビデオ計時装置の結果を審査する。(SW2.2.4)

※FINA Ruleの文言変更による

《5》

5 折返監察主任(SW2.5)

- ~~(2) どのような違反でも、折返監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。(SW2.5.2) ※FINA Rule 変更による削除~~

《5》

6 折返監察員(SW2.6)

★ 折返監察員の役割と権限を明確化

- (1) 各レーンのスタート側と折返し側にそれぞれ1名ずつ~~位置する。~~→ を配置し、泳者が、スタート後、折り返し、ゴールの際に規則に従っているかを確認する。
(SW2.6.1) ※FINA Ruleの文言変更による

- ~~(2) **泳者が折り返しの際、壁へのタッチ前の最後のかきの始まりから、折返し後の最初のかきの終了まで、競技規則に従っているかを監察する。また、*スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初のかきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。***ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。(SW2.6.2)~~

- (2) *スタート側の折返監察員は、自由形、背泳ぎ、バタフライでは選手がスタートしてから最初のかきめの終了まで、平泳ぎは二かきめの終了まで監察する。
(SW2.6.2) ※FINA Rule文言及び記載箇所変更による

(3) ****折返監察員は、ターンの際、選手の体の一部が壁に着く前の一かきから、折り返し後の一かきの終了まで、平泳ぎは二かきめの終了までを監視する。**
(SW2.6.3) ※FINA Rule文言及び記載箇所変更による

(4) *****ゴールタッチの際、折返監察員は、ゴールタッチの前の最後の一かきから、ゴールタッチまで監察する。** (SW2.6.4) ※FINA Rule文言及び記載箇所変更による

(5) **バックストロークレッジの設置、取り外しは折返監察員が行う。→の役割である。**
(SW2.6.5) ※12ページ:(第6条2(SW 6.2)からの移動)

(6) **→【旧 SW2.6.3】 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側または折返し側の折返監察員は、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。泳者には、「ラップカード」を見せながら残りの折り返し回数を知らせる。ラップカードを使用してもよい。** (SW2.6.6)

※FINA Rule文言及び記載箇所変更による番号変更

(7) **→【旧 SW2.6.4 (変更なし)】 (SW2.6.7)** ※FINA Rule記載箇所変更による番号変更

(8) **→【旧 SW2.6.5 (変更なし)】 (SW2.6.8)** ※FINA Rule記載箇所変更による番号変更

(9) **→【旧 SW2.6.6 より】 (SW2.6.9)**

(6) **泳者の違反を監察した場合は、~~審判長に報告できるよう~~、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、~~折返監察主任~~→**審判長**に提出する。**

※FINA Rule変更による ※FINA Rule記載箇所変更による番号変更

《7~~分~~》

9 計時員 (SW2.9)

※FINA Ruleの文言変更による

- (4) ~~水中バックアップシステム~~ → ビデオ計時装置が使用されていないときは全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。(SW2.9.4)

《10~~分~~》

第3条 競技の組み合わせ (SW3)

- 12 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は~~第1招集に遅くとも競技開始20分前に行き、チェックを受ける~~ → 指定された時間に第1招集に行き、チェックの後、最終招集に進む。(SW3.2.5) ※競技会運営上、第1招集に行く時間について柔軟に対応する

《10~~分~~》

第4条 出発 (SW4)

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーの…《以下省略》。(SW4.1)
(2) 出発合図員の号令 (take your marks)によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。 ※take your marksの挿入

《12~~分~~》

第6条 背泳ぎ (SW6)

- 1 出発合図がなされる前、競技者は…《中略》…バックストロークレッジを使用する場合は、両足のつま先はタッチ板に接していなければならない。(SW6.1)
※英文見直しによる変更

~~2 バックストロークレッジの設置、取り外しは折返監察員が行う。(SW6.2)~~

→ 【 SW2.6.5(第2条6(5)へ移動) 】

- 1 スタートおよび~~後~~→後、折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが1回許される。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。(SW7.1)

※FINA Rule記載箇所変更により、SW7.4(第7条4)の~~一部(取消し線)~~を移動

- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。
~~二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出なければならない。~~
 両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならず、交互に動かしてはならない。
 (SW7.4)

※FINA Rule記載箇所変更により、取り消し線の箇所をSW7.1(第7条4)へ移動

- 1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。~~水中でのサイドキックは許される。~~折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、~~ただし、~~足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。(SW8.1)

※FINA Rule文言変更により「水中でのサイドキック…」の削除

第9条 メドレー競技 (SW9)

- 2 自由形では、折り返しの間を除いて、うつぶせでなければならない。手のかきや蹴りを始める前に、体はうつぶせにならない。(SW9.2) ※FINA Rule追加
- 3 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
 (1)背泳ぎ (2)平泳ぎ (3)バタフライ (4)自由形
それぞれの種目を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
 (SW9.3) ※FINA Ruleでの文言追加(下線部) ※番号変更
- 4 → 【旧 SW9.3 (変更なし)】→ (SW9.4) ※FINA Rule記載箇所変更による番号変更

第11条 計時 (SW11)

- 1 全自動装置は、機械審判または担当競技役員の監督下にあり、全自動装置によって…《中略》…、全自動装置に故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオカメラによるバックアップ→ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW11.1)
 ※英文見直しによる追加、video timingに対する日本語統一
- 2 全自動装置が使用されている場合は、結果は1/100秒まで記録する。1/1000秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒は切り捨てる。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板は1/100秒まででなくてはならない。(SW11.2) ※FINA Ruleの変更により、「1/1000秒の位…」の削除

《19~20》

第12条 記録 (SW12)

フリーレー 混合レー

* ~~200mの~~ → 4×50mレー競技(長水路)は世界記録。あるいは世界ジュニア記録の対象とならない。 ※文言変更

7 世界記録・世界ジュニア記録は全自動装置、または全自動装置に 不具合があった際の、半自動装置で計測されたときのみ認められる。(SW12.8)

※英文に元々あるものを追加

9 ~~全ての記録は淡水でのみ樹立することができる。~~ → 世界記録、世界ジュニア記録は塩分含有量が1ℓあたり3g未満の水でのみ樹立することができる。海水で樹立した世界記録は認められない。(SW12.11)

※「淡水」の解釈の変更

《20》

第13条 全自動装置 (SW13)

1 全自動装置が用いられている競技会では、順位と時間、レーの引き継ぎの判定は計時員・折返監察員に優先される。(SW13.1)

※FINA Rule変更による

《22》

第17条 その他

(4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。

① プールの水は~~淡水であり~~ → 一定の塩分含有量の基準を満たし、かつ、競技中は静水であること。 ※標記をSW12.11に合わせる(SW12.11)(FR2.12) SW、FR訂正

⑤ 15mマーク、~~ならびに~~50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。(FR2.6.2、FR2.6.3)

~~フライングロープ~~、背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。(FR2.9、FR3.11)

※FR 2.11の記載に従い、フライングロープの記載を削除。※FR番号の訂正

2 全ての競技者・監督・コーチ~~および~~・役員は、「競技会において着用または

・・・ ※句読点変更以下、~~変更なし~~

他競技種目 規則改訂 (一部抜粋)

●飛込競技 ▼名称変更：ミックス シンクロ【~~語句追加:~~ナイズド】ダイビング
▼公認大会の【~~新規追加:~~飛板は、製造後5年以内】のものとする。

●シンクロナイズドスイミング (SS) → 【~~改名:~~アーティスティック競技 (AS)】

▼フリーコンビネーション ~~4分30秒~~ → 【~~規則変更:~~4分】に変更

▼イベントは、ソロ、デュエット、ミックスデュエット、チーム、フリーコンビネーション、
ハイライトルーティンとする。※ミックスD=~~世界選手権のみ~~。ハイライトルーティン=~~W杯のみ~~。

●OWS競技 ▼~~ゴール~~ → ~~フィニッシュ~~ ▼付則 (追加) 「水着、ウェットスーツに関する規則」

●プール公認規則 ▼第3条 (公認プール) ①この規則において公認プールとは、本連盟の「競技会および海外交流規則」に定める公式競技会 又は、公認競技会に使用する競技場として本連盟が適格と認め公認したプールをいう。~~公認プールには、国内基準プール、国際基準プールがあり、競泳プールについてはこれらに加えて標準競泳プールがある。~~